

# 令和5年度 第1回

## 幕別町国民健康保険運営協議会

日時 令和5年4月27日（木）  
午後6時30分  
場所 幕別町役場  
2階 AB会議室

### [会議次第]

#### 1 開会

#### 2 会議録署名委員の指定

---

---

#### 3 議件等

- (1) 報告第1号 令和4年度 幕別町国民健康保険特別会計の決算見込みについて
- (2) 報告第2号 令和4年度 幕別町国民健康保険特定健康診査等の実施状況について
- (3) 報告第3号 令和5年度 幕別町国民健康保険特別会計予算について
- (4) 報告第4号 新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被保険者への傷病手当金について
- (5) 議案第1号 幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について

#### 4 その他

#### 5 閉会

報告第1号 令和4年度 幕別町国民健康保険特別会計の決算見込みについて

[歳入予算総括表]

(単位:千円)

款 項	当初予算額 ①	現計予算額 (3月補正後) ②	比較増減 ②-①	決算見込額 ③	比較増減 ③-②
1 国民健康保険税	674,992	683,194	8,202	707,317	24,123
1 国民健康保険税	674,992	683,194	8,202	707,317	24,123
2 道支出金	1,945,350	1,948,359	3,009	1,879,040	△ 69,319
1 道補助金	1,945,350	1,948,359	3,009	1,879,040	△ 69,319
3 財産収入	1	203	202	203	0
1 財産運用収入	1	203	202	203	0
4 繰入金	313,781	315,149	1,368	311,669	△ 3,480
1 他会計繰入金	276,935	278,303	1,368	274,823	△ 3,480
2 基金繰入金	36,846	36,846	0	36,846	0
5 繰越金	1	2,477	2,476	2,477	0
1 繰越金	1	2,477	2,476	2,477	0
6 諸収入	111	111	0	4,327	4,216
1 延滞金及び過料	2	2	0	1,927	1,925
2 預金利子	1	1	0	0	△ 1
3 受託事業収入	1	1	0	0	△ 1
4 雑入	107	107	0	2,400	2,293
計	2,934,236	2,949,493	15,257	2,905,033	△ 44,460

[一般会計繰入金の状況](再掲)

(単位:円)

区 分	R3決算額 ①	R4決算見込額 ②	比較増減 ②-①	説 明
1 保険基盤安定繰入金	166,869,341	164,490,340	△ 2,379,001	国保法72-2①:低所得者の国保税の減額(7割軽減等)分の繰入(道3/4、町1/4)ほか
2 職員給与費等繰入金	80,065,000	85,584,000	5,519,000	国民健康保険の事務の執行に要する人件費、物件費等の繰入
3 未就学児均等割保険税繰入金	0	1,980,825	1,980,825	未就学児に係る基礎賦課分及び後期高齢者支援金分の保険税軽減相当額の繰入
4 出産育児一時金繰入金	5,600,000	5,320,000	△ 280,000	出産育児一時金(支給基準額42万円)の2/3相当額
5 財政安定化支援繰入金	13,663,000	17,448,000	3,785,000	①応能割保険税負担能力の不足、②病床数の多数、③高齢者の多数に着目した繰入
一般会計繰入金 計	266,197,341	274,823,165	8,625,824	

[歳出予算総括表]

(単位:千円)

款 項	当初予算額 ①	現計予算額 (3月補正後) ②	比較増減 ②-①	決算見込額 ③	比較増減 ③-②
1 総務費	84,630	93,342	8,712	92,940	△ 402
1 総務管理費	76,648	85,104	8,456	84,980	△ 124
2 徴税費	7,559	7,815	256	7,747	△ 68
3 運営協議会費	423	423	0	213	△ 210
2 保険給付費	1,884,925	1,885,625	700	1,801,270	△ 84,355
1 保険給付費	1,884,925	1,884,925	0	1,800,769	△ 84,156
2 傷病手当金	0	700	700	501	△ 199
3 国民健康保険事業費納付金	931,669	931,669	0	931,669	0
1 医療給付費分	656,116	656,116	0	656,116	0
2 後期高齢者支援金等分	198,041	198,041	0	198,041	0
3 介護納付金分	77,512	77,512	0	77,512	0
4 共同事業拠出金	1	1	0	1	0
1 共同事業拠出金	1	1	0	1	0
5 保健事業費	29,757	33,664	3,907	33,544	△ 120
1 特定健康診査等事業費	28,208	28,208	0	28,088	△ 120
2 保健事業費	1,549	5,456	3,907	5,456	0
6 基金積立金	1	203	202	203	0
1 基金積立金	1	203	202	203	0
7 諸支出金	3,253	4,989	1,736	3,328	△ 1,661
1 償還金及び還付加算金	3,253	4,989	1,736	3,328	△ 1,661
計	2,934,236	2,949,493	15,257	2,862,955	△ 86,538

歳入決算見込①	2,905,033
歳出決算見込②	2,862,955
歳入歳出差引①-②	42,078

報告第2号 令和4年度 幕別町国民健康保険特定健康診査等の実施状況について

○特定健康診査及び特定保健指導実施率

特定健康診査						特定保健指導					
実施年度	対象者数	実施数			実施率	実施年度	対象者数	実施者（終了者）数			実施率
		男	女	合計				動機付け	積極的	合計	
H24	5,400人	677人	934人	1,611人	29.83%	H24	150人	52人	10人	62人	41.33%
H25	5,373人	579人	758人	1,337人	24.88%	H25	147人	51人	5人	56人	38.10%
H26	5,174人	552人	778人	1,330人	25.71%	H26	137人	47人	2人	49人	35.77%
H27	5,038人	575人	820人	1,395人	27.69%	H27	161人	47人	10人	57人	35.40%
H28	4,858人	592人	819人	1,411人	29.04%	H28	147人	55人	14人	69人	46.94%
H29	4,693人	596人	855人	1,451人	30.92%	H29	168人	84人	16人	100人	59.52%
H30	4,516人	781人	1,055人	1,836人	40.66%	H30	197人	86人	17人	103人	52.28%
R1	4,378人	827人	1,107人	1,934人	44.18%	R1	222人	99人	18人	117人	52.70%
R2	4,275人	864人	1,096人	1,960人	45.85%	R2	188人	75人	21人	96人	51.06%
R3	4,132人	770人	977人	1,747人	42.28%	R3	191人	67人	21人	88人	46.07%
R4見込	4,094人	734人	932人	1,666人	40.69%	R4見込	178人	67人	26人	93人	52.25%

※H22～R3は法定報告数値（実績）、R4は実績見込

○実施計画目標値

区 分	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
国保被保険者数（推計）	9,124人	8,503人	8,418人	8,334人	8,251人	8,168人	6,600人	6,300人	6,000人	5,700人	5,400人
40歳～74歳	6,285人	5,952人	5,754人	5,557人	5,337人	5,194人	4,455人	4,253人	4,050人	3,848人	3,645人
40歳～64歳	3,503人	3,096人	2,895人	2,704人	2,545人	2,423人	1,895人	1,810人	1,723人	1,637人	1,551人
65歳～74歳	2,782人	2,856人	2,859人	2,853人	2,792人	2,771人	2,560人	2,443人	2,327人	2,211人	2,094人
特定健診の実施率	65%	40%	45%	50%	55%	60%	35%	40%	45%	50%	55%
特定健診の受診者数	4,086人	2,381人	2,589人	2,779人	2,935人	3,116人	1,559人	1,701人	1,823人	1,924人	2,005人
特定保健指導の対象者数	977人	1,075人	1,183人	1,301人	1,431人	1,574人	156人	170人	182人	192人	200人
特定保健指導の実施率	45%	45%	60%	60%	60%	60%	60%	60%	60%	60%	60%
特定保健指導の被指導者数	368人	439人	645人	710人	781人	859人	944人	94人	102人	115人	120人
メタボリックシンドロームの該当者・予備軍の減少率	—	10%	—	—	—	—	10%	—	—	—	—

報告第3号 令和5年度 幕別町国民健康保険特別会計予算について

〔歳入〕

(単位:千円)

款	令和5年度当初予算		令和4年度当初予算		増 減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	伸 率
1 国民健康保険税	692,417	23.5%	674,992	23.0%	17,425	2.6%
2 国庫支出金	895	0.0%	0	0.0%	895	皆増
3 道支出金	1,913,994	65.2%	1,945,350	66.3%	△ 31,356	-1.6%
4 財産収入	1	0.0%	1	0.0%	0	0.0%
5 繰入金	333,101	11.3%	313,781	10.7%	19,320	6.2%
6 繰越金	1	0.0%	1	0.0%	0	0.0%
7 諸収入	111	0.0%	111	0.0%	0	0.0%
歳入合計	2,940,520	100.0%	2,934,236	100.0%	6,284	0.2%

〔歳出〕

(単位:千円)

款	令和5年度当初予算		令和4年度当初予算		増 減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	伸 率
1 総務費	88,844	3.0%	84,630	2.9%	4,214	5.0%
2 保険給付費	1,866,595	63.5%	1,884,925	64.2%	△ 18,330	-1.0%
3 国民健康保険事業費納付金	949,133	32.3%	931,669	31.8%	17,464	1.9%
4 共同事業拠出金	1	0.0%	1	0.0%	0	0.0%
5 保健事業費	32,693	1.1%	29,757	1.0%	2,936	9.9%
6 基金積立金	1	0.0%	1	0.0%	0	0.0%
7 諸支出金	3,253	0.1%	3,253	0.1%	0	0.0%
歳出合計	2,940,520	100.0%	2,934,236	100.0%	6,284	0.2%

〔一般会計繰入金の推移〕

(単位:円)

区分	R1決算	R2決算	R3決算	R4決算見込み	R5予算	R5-R4
保険基盤安定繰入金(保険税軽減分)	106,495,250	105,563,240	106,242,120	103,470,840	107,000,000	3,529,160
保険基盤安定繰入金(保険者支援分)	62,316,300	61,856,928	60,627,221	61,019,500	60,000,000	-1,019,500
未就学児均等割保険税繰入金	—	—	—	1,980,825	2,400,000	419,175
職員給与等繰入金	94,347,000	81,767,000	80,065,000	85,584,000	80,585,000	-4,999,000
出産育児一時金繰入金	6,150,000	5,300,000	5,600,000	5,320,000	10,000,000	4,680,000
財政安定化支援事業繰入金	21,399,000	19,269,000	13,663,000	17,448,000	20,000,000	2,552,000
計	290,707,550	273,756,168	266,197,341	274,823,165	279,985,000	5,161,835
対前年度増減額	-3,383,046	-16,951,382	-7,558,827	8,625,824	5,161,835	
対前年度増減率	-1.15%	-5.83%	-2.76%	3.24%	1.88%	

## 報告第4号 新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被保険者への 傷病手当金について

### 1. 制度の概要

幕別町国民健康保険の被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合または発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、その療養のため労務に服することができなかった期間（一定の要件を満たした場合に限る）傷病手当金を支給する。

#### (1) 対象者

幕別町国民健康保険の被保険者で、新型コロナウイルス感染症に感染した場合または発熱等の症状があり感染が疑われる場合に、その療養のため労務に服することができない方（給与等の支払いを受けている方に限る）。

#### (2) 支給対象となる日数

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間

#### (3) 支給額

直近の継続した3か月間の給与等の合計額÷直近の継続した3か月間の就労日数×  
2/3×支給日数

※ 給与等の全部または一部を受け取ることができる場合は、支給額が調整されたり、支給されない場合があります。

### 2. これまでの条例改正等の経過

令和2年5月 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための幕別町国民健康保険給付の臨時特例に関する条例を制定（適用日は令和2年1月1日、**失効日は令和2年9月30日**）

令和2年9月 失効日を令和2年9月30日から**令和2年12月31日に延長**。

令和2年12月 失効日を令和2年12月31日から**令和3年3月31日に延長**。

令和3年3月 失効日を令和3年3月31日から**令和3年6月30日に延長**。

令和3年6月 失効日を令和3年6月30日から**令和3年9月30日に延長**。

令和3年9月 失効日を令和3年9月30日から**令和3年12月31日に延長**。

令和3年12月 失効日を令和3年12月31日から**令和4年3月31日に延長**。

令和4年3月 失効日を令和4年3月31日から**令和4年6月30日に延長**。

令和4年6月 失効日を令和4年6月30日から**令和4年9月30日に延長**。

令和4年9月 失効日を令和4年9月30日から**令和4年12月31日に延長**。

令和4年12月 失効日を令和4年12月31日から**令和5年3月31日に延長**。

令和5年3月 失効日を令和5年3月31日から**令和5年5月7日に延長**。

### 3. これまでの支給決定状況（令和5年3月末現在）

(R2年度) 支給実績なし

(R3年度) 支給実績なし

(R4年度) 支給決定被保険者数：16人、支給決定額：500,292円

議案第1号 幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について

幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

幕別町国民健康保険税条例（昭和28年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「20万円」を「22万円」に改める。

第26条第1項中「20万円」を「22万円」に改め、同項第2号中「28万5千円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「53万5千円」に改める。

附則第9項及び第11項から第19項までの規定中「第26条第1項の」を「第26条の」に改める。

附則第25項中「令和3年度分及び令和4年度分」を「令和4年度分」に、「令和4年4月1日」を「令和5年4月1日」に、「令和5年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

（適用区分）

- 2 この条例（附則第25項の改正規定は除く。）による改正後の幕別町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の保険税について適用し、令和4年度以前の年度分の保険税については、なお従前の例による。

事務連絡  
令和5年2月10日

都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）  
後期高齢者医療主管課（部）  
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

御中

厚生労働省保険局国民健康保険課  
厚生労働省保険局高齢者医療課

国民健康保険及び後期高齢者医療における新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給に係る今後の財政支援について

医療保険制度の運営につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

国民健康保険及び後期高齢者医療における新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給については、「新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する傷病手当金の支給等について」（令和2年3月10日付け厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課事務連絡）等に基づいて行っていたところといたします。

傷病手当金の支給に対する財政支援の適用期間については、令和2年1月1日から令和5年3月31日の間に感染した新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる発熱等の症状を含む。以下同じ。）の療養のため労務に服することができない期間としてきましたが、今般、令和5年4月1日から同年5月7日の間に感染した新型コロナウイルス感染症の療養のために労務に服することができない期間についても同様の支援の対象とすることといたします。なお、当該期間における財政支援は、令和5年度の国民健康保険の特別調整交付（補助）金又は後期高齢者医療の特別調整交付金により措置することを予定しており、対象者や支給額等については、これまでお示ししたとおりといたします。

また、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」（令和5年1月27日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置づける方針が示されたことを踏まえ、同日以降に新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給については、財政支援を終了しますのでお知らせいたします。

都道府県におかれましては、貴管内市町村（特別区を含む。）及び国民健康保険組合への周知のほど、お願いいたします。

## 幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)の概要について

## 1 改正理由

国民健康保険税後期高齢者支援金等課税額の課税限度額の引上げや国民健康保険税の軽減判定所得の見直し等を内容とした改正地方税法施行令が本年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、幕別町国民健康保険条例の一部を改正するもの。

## 2 改正内容

## ① 国民健康保険税の課税限度額の引上げについて

- 後期高齢者支援金等課税額の課税限度額の引上げ  
(現行) 20 万円 ⇒ (改正案) 22 万円

## ② 国民健康保険税の軽減判定所得について

- 5 割軽減判定所得  
(現行) 43 万円 + (28.5 万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数))  
⇒ (改正案) 43 万円 + (29 万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数))
- 2 割軽減判定所得  
(現行) 43 万円 + (52 万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数))  
⇒ (改正案) 43 万円 + (53.5 万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数))

## 3 影響額(令和 5 年 3 月末現在の被保険者情報)

令和 5 年 3 月末現在の被保険者数 : 5,694 人、被保険者世帯数 : 3,420 世帯

## ① 後期高齢者支援金等課税額の課税限度額の引上げ

- 改正前限度額(20 万円)を超過する 275 世帯のうち、252 世帯は改正後限度額(22 万円)を超過

$$20,000 \text{ 円} \times 252 \text{ 世帯} = 5,040,000 \text{ 円} \quad \dots (1)$$

- 改正前限度額(20 万円)を超過し、改正後限度額(22 万円)未達は 23 世帯

$$259,342 \text{ 円} \quad \dots (2)$$

【影響額合計】 5,299,342 円増 ((1)+(2))

## ② 国民健康保険税の軽減判定所得について

区 分	改正前 (A)		改正後 (B)		影響額 (B - A)		備考 (対象数の増減内訳)
	対象数	軽減額	対象数	軽減額	対象数	軽減額	
5 割軽減 (均等割)	825	14,224,950円	835	14,400,600円	10	175,650円	計 320千円
5 割軽減 (平等割)	511	9,430,800円	518	9,575,700円	7	144,900円	
2 割軽減 (均等割)	664	4,521,120円	672	4,574,780円	8	53,660円	計 82千円
2 割軽減 (平等割)	386	2,832,720円	390	2,861,000円	4	28,280円	
計		31,009,590円		31,412,080円		402,490円	

$$\textcircled{1} - \textcircled{2} = 5,299,342 \text{ 円} - 402,490 \text{ 円} = \boxed{4,896,852 \text{ 円増 (制度改正に影響額)}}$$

## 幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町国民健康保険税条例 (昭和28年4月18日 条例第19号)</p> <p>第1条 略</p> <p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額（国民健康保険のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、道の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) 後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（道の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>(3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（道の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p>	<p>○幕別町国民健康保険税条例 (昭和28年4月18日 条例第19号)</p> <p>第1条 略</p> <p>(課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額（国民健康保険のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、道の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) 後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（道の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>(3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（道の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>2 略</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>20万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>20万円</u>とする。</p> <p>4 略</p> <p>第3条～第25条 略</p> <p>（国民健康保険税の減額）</p> <p>第26条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>20万円</u>を超える場合には、<u>20万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減</p>	<p>2 略</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>22万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>22万円</u>とする。</p> <p>4 略</p> <p>第3条～第25条 略</p> <p>（国民健康保険税の減額）</p> <p>第26条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>22万円</u>を超える場合には、<u>22万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額) を超えない世帯に係る納税義務者 ア～カ 略</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>28万5千円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア～カ 略</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>52万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア～カ 略</p> <p>2 略</p> <p>第26条の2～第28条 略</p> <p>(国民健康保険税の減免)</p> <p>第29条 町長は、次の各号のいずれにも該当する者(資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。)の属する世帯の納税義務者に対し、国民健康保険税を減免する。</p> <p>(1) 被保険者の資格を取得した日において、年齢65歳以上である者</p> <p>(2) 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者(当該資格を所得した日において、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者となった者に限る。)の被扶養者であった者 ア～オ 略</p> <p>2 前項の規定に定めるもののほか、災害等により生活が著しく困難となった者若しくはこれに準ずると認められる者又は特別の事情がある者に対し、国民健康保</p>	<p>じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額) を超えない世帯に係る納税義務者 ア～カ 略</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>29万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア～カ 略</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>53万5千円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア～カ 略</p> <p>2 略</p> <p>第26条の2～第28条 略</p> <p>(国民健康保険税の減免)</p> <p>第29条 町長は、次の各号のいずれにも該当する者(資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。)の属する世帯の納税義務者に対し、国民健康保険税を減免する。</p> <p>(1) 被保険者の資格を取得した日において、年齢65歳以上である者</p> <p>(2) 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者(当該資格を所得した日において、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者となった者に限る。)の被扶養者であった者 ア～オ 略</p> <p>2 前項の規定に定めるもののほか、災害等により生活が著しく困難となった者若しくはこれに準ずると認められる者又は特別の事情がある者に対し、国民健康保</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>険税を減免することができる。</p> <p>3 前項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により国民健康保険税を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により国民健康保険税を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前前月の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名及び住所 (2) 納期限及び税額 (3) 減免を受けようとする理由</p> <p>4 略</p> <p>第30条 略</p> <p>附 則 1～8 略</p> <p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第26条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金</p>	<p>険税を減免することができる。</p> <p>3 前項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により国民健康保険税を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により国民健康保険税を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前前月の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名及び住所 (2) 納期限及び税額 (3) 減免を受けようとする理由</p> <p>4 略</p> <p>第30条 略</p> <p>附 則 1～8 略</p> <p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第26条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>得の金額」と、第26条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>10 略</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第26条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第26条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第26条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第26条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第26条第1項の規定の適用につ</p>	<p>額」と、第26条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>10 略</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第26条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第26条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第26条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第26条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第26条の規定の適用について</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>いては、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第26条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第26条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する商品先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第26条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第26条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地に係る事業所得金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第26条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p>	<p>は、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第26条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者が若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第26条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する商品先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第26条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第26条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地に係る事業所得金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第26条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び<u>第26条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第26条第1項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第26条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。</p> <p>(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び<u>第26条第1項</u>の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第26条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得</p>	<p>(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び<u>第26条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第26条第1項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第26条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。</p> <p>(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び<u>第26条</u>の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第26条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第26条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。</p> <p>(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>18 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第26条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第26条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>19 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第26条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林</p>	<p>とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第26条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。</p> <p>(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>18 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第26条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第26条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>19 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び第26条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>所得金額の合計額（）とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第26条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> <p>20～24 略</p> <p>（新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯に対する国民健康保険税の減免の特例）</p> <p>25 第29条第3項の規定にかかわらず、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症の影響により第29条第2項に該当となる者に対して課する国民健康保険税（<u>令和3年度分及び令和4年度分の国民健康保険税</u>であって<u>令和4年4月1日から令和5年3月31日</u>までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日）が到来するものに限る。）について、同条第3項に規定する期限までに同項の申請書の提出をすることができなかつたやむを得ない事情があると町長が認める場合は、同項の規定は適用しない。この場合において、同条第2項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、<u>令和5年3月31日</u>までに同条第3項の申請書を提出しなければならない。</p>	<p>額の合計額（）とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第26条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> <p>20～24 略</p> <p>（新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯に対する国民健康保険税の減免の特例）</p> <p>25 第29条第3項の規定にかかわらず、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症の影響により第29条第2項に該当となる者に対して課する国民健康保険税（<u>令和4年度分の国民健康保険税</u>であって<u>令和5年4月1日から令和6年3月31日</u>までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日）が到来するものに限る。）について、同条第3項に規定する期限までに同項の申請書の提出をすることができなかつたやむを得ない事情があると町長が認める場合は、同項の規定は適用しない。この場合において、同条第2項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、<u>令和6年3月31日</u>までに同条第3項の申請書を提出しなければならない。</p>

事務連絡  
令和5年2月10日

都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）  
総務主管部（局）  
国民健康保険税主管課（部）

御中

厚生労働省保険局国民健康保険課  
総務省自治税務局市町村税課

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る  
国民健康保険料（税）の減免に対する財政支援の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）（以下「保険料（税）」という。）の減免については、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免等について」（令和4年3月14日付け事務連絡。以下「令和4年3月14日事務連絡」という。）、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免等に係る財政支援の拡充について」（令和4年11月9日付け事務連絡）等に基づき、財政支援を行っているところですが、今般、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」（令和5年1月27日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置づける方針が示されたことを踏まえ、令和4年度相当分の保険料（税）までで財政支援を終了することとします。

都道府県におかれましては、令和5年度以降における取扱いについて、下記内容を御了知の上、貴管内の保険者への周知等よろしくお願いいたします。

記

過去財政支援の対象となった令和元年度～令和4年度相当分保険料（税）の取扱いについて

- 1 以下に示す減免を行った場合については、令和5年度特別調整交付（補助）金の交付対象とする予定である。令和5年度特別調整交付（補助）金の交付基準は追って通知する。なお、本件減免については、令和6年度以降の特別

調整交付（補助）金の交付対象とはならないので留意されたい。

（市町村）

- （１）令和４年３月１４日事務連絡別紙１の基準に該当する被保険者に対して、令和４年度分の保険料（税）であって、令和５年１月１日から令和５年３月３１日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日。）が到来する保険料（税）の減免を行った場合は、その１０分の１０に相当する額を、令和５年度の特別調整交付金により財政支援する予定であること。
- （２）令和４年３月１４日事務連絡 別紙１の基準に該当する被保険者に係る令和４年度相当分の保険料（税）額であって、令和４年度末に資格を取得したこと等により令和５年４月以後に普通徴収の納期限が到来するものについては、その１０分の１０に相当する額を、令和５年度の特別調整交付金により財政支援する予定であること。
- （３）「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免に対する財政支援の基準について」（令和２年５月１日付け保国発 0501 第１号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知）、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免等について」（令和３年６月２日付け事務連絡）又は令和４年３月１４日事務連絡に基づき、令和元年度相当分、令和２年度相当分、令和３年度相当分又は令和４年度相当分の保険料（税）の減免を行った場合であって、当該減免額について、令和２年度、令和３年度又は令和４年度の国民健康保険災害等臨時特例補助金又は特別調整交付金により財政支援を受けていない場合は、その１０分の１０に相当する額を、令和５年度の特別調整交付金により財政支援する予定であること。

（国保組合）

- （１）令和４年３月１４日事務連絡 別紙２の基準に該当する被保険者に対して、令和４年度分の保険料であって、令和５年１月１日から令和５年３月３１日までの間に納期限が到来する保険料の減免を行った場合は、その１０分の１０に相当する額を、令和５年度の特別調整補助金により財政支援する予定であること。
- （２）令和４年３月１４日事務連絡 別紙２の基準に該当する被保険者に係る令和４年度相当分の保険料額であって、令和４年度末に資格を取得したこと等により令和５年４月以後に納期限が到来するものについては、その１０分の１０に相当する額を、令和５年度の特別調整補助金により財政

支援する予定であること。

(3) 「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料(税)の減免に対する財政支援の基準について」(令和2年5月1日付け保国発0501第1号厚生労働省保険局国民健康保険課長通知)、「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料(税)の減免等について」(令和3年6月2日付け事務連絡)又は令和4年3月14日事務連絡に基づき、令和元年度相当分、令和2年度相当分、令和3年度相当分又は令和4年度相当分の保険料の減免を行った場合であって、当該減免額について、令和2年度、令和3年度又は令和4年度の国民健康保険組合災害等臨時特例補助金又は特別調整補助金により財政支援を受けていない場合は、その10分の10に相当する額を、令和5年度の特別調整補助金により財政支援する予定であること。

2 減免対象期間中に既に徴収した保険料(税)がある場合について、徴収前に減免の申請が出来なかったやむを得ない理由があると認められる場合には、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対し、遡って減免を行うことも考えられること。